

危険薬物及び特殊詐欺の根絶に係る協定書

警視庁日野警察署（以下「甲」という。）、日野市（以下「乙」という。）、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会南多摩支部（以下「丙」という。）及び公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩南支部（以下「丁」という。）は、危険薬物及び特殊詐欺の根絶に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第一条 この協定は、危険薬物及び特殊詐欺の根絶を図るため、甲、乙、丙及び丁が密接に連携及び協力し、危険薬物の販売等及び特殊詐欺を防止するために必要な事項を定めるものとする。

（役割）

第二条 甲は、乙、丙及び丁に対し、個人情報及び事業活動情報に配慮して、危険薬物及び特殊詐欺に関する必要な情報を提供するものとする。

2 乙、丙及び丁は、危険薬物及び特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲に対し、速やかに通報するよう努めるものとする。

3 丙及び丁は、協会員に対し、危険薬物及び特殊詐欺に関する啓発活動を積極的に推進するとともに、危険薬物の販売等又は特殊詐欺に関する情報を入手したときは、甲に速やかに通報するよう働きかけるものとする。

4 丙及び丁は、協会員に対し、協会員が賃借の媒介若しくは代理をした建物又は協会員自らが賃貸した建物が、業として危険薬物の販売等の用に供された場合又は当該建物が特殊詐欺の用に供された場合に、契約を解除し又は契約解除に向けた措置をとる旨（特約）を盛り込んだ契約書や、危険薬物の販売等及び特殊詐欺の用に供しない旨の確約書等の使用を働き掛けるものとする。

（相互連携）

第三条 甲、乙、丙及び丁は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じて情報交換を行い、相互連携の強化に努めるものとする。

（協議）

第四条 この協定の解釈に疑義が生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議して決定する。

本協定の締結を証するため、協定書四通を作成し、記名押印の上、各一通を保管するものとする。

平成30年 3 月 20 日

甲 東京都日野市日野589番地の1

警視庁日野警察署

署長

小倉忠志



乙 東京都日野市神明一丁目12番地の1

日野市

日野市長

大坪冬彦



丙 東京都多摩市関戸四丁目23番地1

関戸ビル505号

公益社団法人東京都宅地建物取引業協会
南多摩支部

支部長

中島勝彦



丁 東京都八王子市寺町29番23号

井上マンション302号

公益社団法人全日本不動産協会
東京都本部多摩南支部

支部長

河崎浩三

